

～FIKA 総合型クラブ（フィーカ ソウゴウガタ クラブ） 会則～

【第 1 章 総則】

第 1 条（名称）

本クラブは、FIKA 総合型クラブ（フィーカ ソウゴウガタ クラブ 以下、本クラブという）と称する。

第 2 条（目的）

本クラブは、運動・スポーツを通じてスポーツの普及および運動能力向上を図ることにより、会員の心身の健全な育成とスポーツへの正しい理解を深め、地域社会、世界の豊かなスポーツ文化の振興、に寄与することを目的とする。

第 3 条（運営）

本クラブは一般社団法人スポーツ環境整備機構が適切に管理運営する。

【第 2 章 会員の資格、入会・退会など】

第 4 条（会員の資格）

本クラブの会員は、以下のことを満たした者でなければならない。

1. 目的に賛同し会則を遵守できる者。
2. 心身ともに運動・スポーツを行うことに適している者。
3. 特別な理由がない限り、積極的に活動に参加する意思のある者。

第 5 条（法定代理人の同意）

本クラブの会員になろうとする者は、親権者もしくは法定代理人による本クラブ会則の承認、および入会の同意を得なければならない。

第 6 条（入会）

本クラブへの入会を希望する者は、以下の手続きをおこない、本クラブの承認を得なければならない。

1. 本クラブの会員となることを希望する者は代表者に登録を申請し、その承認を得なければならない。
2. 会員は会費等、定められた会費を納入しなければならない。
3. 本クラブは入会を承認しなかった場合を除き、理由の如何を問わずクラブ年会費は返還しない。

第7条（会員の期間、および地位）

1. 本クラブにおける会員の期間は、毎年4月1日、もしくは入会日から、翌年3月31日までとする。
2. 退会の申し出がない場合、会員の資格は自動更新される。
3. 会員は、その会員たる地位を他人に譲渡することはできない。

第8条（体験）

1. 会員を希望する者は、入会前に2回まで活動への体験参加をすることができる。
2. 体験における怪我や事故については、クラブの加入する保険の範囲内で保障をする。

第9条（休会）

会員個人の都合により長期の休みが必要な場合、担当指導者に承認を得ることにより、本クラブを休会することができる。

1. 休会期間中は、月会費が発生しない。
2. 休会期間を延長しなければならない場合は、担当指導者にその旨を伝えなければならない。

第10条（退会）

1. 会員は、本クラブ代表者または担当指導者に退会を届け出なければならない。
2. 退会は、本クラブ代表者または担当指導者に対し退会を届け出た当月末日をもって生ずるものとする。
3. 退会までに会費の滞納がある場合は、すみやかに納入しなければならない。
4. 所属しない月の会費がすでに納入されている場合にのみ、過徴収分の会費を返金する。
5. 月の途中で退会した場合でも、会費を日割または実施回数で割っての返金はおこなわない。
6. 年会費は返金しないものとする。

第11条（除名等）

本クラブ代表者、担当指導者は、会員が次の各号に1つでも該当する時は、会員資格を一次停止し、または除名することができる。

1. 会費等の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合。
2. 本クラブの運営を故意に妨害した場合。
3. 本会則または本クラブの定める規則に違反した場合。
4. 本クラブの名誉または信用を傷つけた場合。
5. 第4条に定める会員資格を欠いていることが判明した場合。
6. 本クラブが会員として不相当と判断した場合。

【第3章 指導および諸会費等】

第12条（指導）

会員は原則として週に1回、所属する指導日・指導時間に限り、担当する指導者から指導を受けることができる。但し本クラブ代表者、担当指導者の承認を得ることにより欠席等の理由による別の指導日・指導時間への振替をおこなうことができる。

第13条（諸会費）

1. プログラムごとの諸費用は別に定めます。
2. 納入した諸会費は、クラブの運営費、指導料などに充てる
3. 一旦納入した諸会費は10条4項に定める場合を除き原則としてこれを返還しない。
4. 運営に関わる諸会費は変わることがある。

【第4章 その他】

第14条（会場までの送迎）

会員の会場までの送迎は、親権者その他の保護者に義務があるものとする。送迎中の事故に関しては、本クラブの加入する保険の範囲内で保障をするが、その他の事項に関して本クラブは一切の責任を負わない。

第15条（クラブの廃止）

本クラブは3ヵ月前に予告することにより、廃止することができる。

第16条（クラブ廃止の効果）

1. 本クラブを廃止したとき、会員は、その会員たる地位を失うものとする。
2. 前項の場合、納入済みの年会費は、入会して1年以内の会員に限り、月割り計算により清算し無利息にて返還するものとする。
3. 会員は本クラブを廃止した場合といえども、本クラブに対し、前項の返還を除き、補償その他の請求、異議申立てをすることができない。

附則

2016年 4月制定

附則

2018年 4月より施行する（改定）